

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項及び

### 同法施行規則第 18 条の 2 に基づく情報提供

1. 派遣労働者の数 15 名 (平成 30 年 3 月末現在)
2. 派遣先の数 8 社 (平成 30 年 3 月末現在)
3. マージン率 28.0% 計算式 (A-B÷A)  
派遣料金の平均額 (A) =23,360 円 (8 時間相当)  
派遣労働者の賃金平均額 (B) =16,808 円 (8 時間相当)
4. 教育訓練に関する事項
  - ・入職時研修 (雇入時)  
(安全に関する事項、ビジネスマナー、コンプライアンス、ISO 他)
  - ・職長、安全衛生責任者特別教育
  - ・日本原燃(株)保安教育
  - ・再処理施設入所時教育
5. 法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しているか否か
  - ・労使協定締結している
6. 協定対象派遣労働者の範囲
  - ・派遣労働者 全員
7. 労使協定の有効期間及び終期
  - ・有効期間:令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
  - ・終期:令和 4 年 3 月 31 日

許可番号 : 派 02-300141

許可年月日 : 平成 30 年 7 月 1 日

事務所名 : トーヨー工業株式会社

代表者名 : 代表取締役 種市 治雄

所在地 : 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 211-2